

少年の心に寄り添う審判とは？

～少年法の歴史を振り返りながら、あるべき審判の姿を探る

討論者：

多田元弁護士（愛知県弁護士会）/村井敏邦さん(研究者) /坪井節子弁護士（東京弁護士会）

日時：2013年11月6日(水)11:30～13:00

場所：参議院議員会館 B109号

主催：少年法「改正」に反対する弁護士・研究者有志の会

少年法「改正」案が、来年の通常国会に提出される見通しです。刑事裁判での刑の引き上げと審判への検察官関与対象事件の拡大が、国選付添人制度拡大と共に盛り込まれています。検察官関与拡大問題に焦点を当て、11月6日、参議院議員会館で院内集会を開きました(有志の会主催、子どもと法・21共催)。

～村井敏邦さん(研究者)～

■「世紀の恥辱」である検察官関与

元最高裁判事の団藤重光さんは、2000年の少年法「改正」の際、少年審判への検察官関与が認められることを「世紀の恥辱」と言われました。今回の「改正」案は、世紀の恥辱である検察官関与を更に拡大するものです。

法務省は早くから、少年審判への検察官関与を求めてきました。審判官である裁判官が訴追役も務めることは困難であり、少年がどういふ事件を起こしたのか訴追官がプレゼンテーションしなければならぬ。少年に付添人がつけば少年の弁護をするのだから、少年の言い分を一方的に聞くのではない形が必要だ。証人を呼ぶ際、証人に対して反対尋問をする検察官役が必要だ。それが適正手続、デュープロセスだ。そのような一応の理屈を聞くと、そうかと思われる人も多いかもしれません。

しかし、事件についての捜査記録など一切が裁判官のもとに送られるわけですから、誰かがプレゼンテーションしなければならぬものではありません。検察官の反対尋問のように Yes or No で問い詰める古い方法は妥当ではありません。どうしたんですか？何があったんですか？という問いかけに対して、自由に話される中から事実が出てくる。そ

うでなければ問題を探ることができない。いま、ヨーロッパではそのような認識が広まっています。

■少年法の本質からかんがえる

行為に対して非難するという成人の刑事裁判とは違って、行為について何が問題だったのか、どういふ点が成長発達を阻害し、行為を犯すことになったのかを探り、成長発達の阻害要因を取り除いていくことを考えようというのが少年法です。その手助けをする役割が審判における裁判官、調査官、付添人です。そして、訴追官としての検察官は不要であるということが、少年法の本質なのです。

2000年「改正」のときには、検察官関与は少年法の本質を廃棄する、後退させるということで大変な反対が起こりましたが、「改正」後の状況は厳しく、今回の「改正」案では検察官関与を拡大するといひます。少年法の理念・本質から考えれば、検察官関与の拡大はもつてのほかです。

～多田元さん(元裁判官、弁護士付添人)～

■非行には必ず、子どもなりの「わけ」がある

わたしは1969年に裁判官に任官し、4年目に初めて、家裁で少年審判を担当しました。当時の家裁は、非行の結果をただ非難するのではなく、少

年の成長発達を支援することに情熱を燃やす調査官・裁判官が多くいました。一人の少年の非行の問題を解決するために、科学的・合理的な根拠のある個別処遇を選択し、実行していく。少年法の理念、ヒューマンリズムと合理性に惚れ込み、少年審判を通算 10 年担当させてもらいました。

非行のある子どもたちと出会って気づいたことは、彼らは非行の場面では確かに加害者ですが、それ以前に育ってくる過程でおとなの不適切な扱いを受け、たいへん傷ついてきた被害者の側面を背負っていること、非行には子どもなりの「わけ」が必ずあることに気づきました。ですから、非行をやってしまった「わけ」を理解していくことが大切です。少年審判は、非行という問題に直面している子どものための司法的救済の手続だと理解しました。

1989 年、裁判所の仕事に限界を感じたこともあって弁護士を開業し、子どものシェルターや自立援助ホームなどの仕事もしております。

■結果のみを重視する流れのなかで

いま、家裁の現場が非常に変わって、厳罰化の流れに傾いています。非行・犯罪という結果を重視し、厳しく処分する。子どもに対する教育や治療という個別処遇の必要性、要保護性への配慮が低下し、家裁のケースワーク機能、教育的・福祉的機能、司法的救済機能が非常に低下しています。

最近、他の弁護士から聞いたのですが、家裁の調査官が少年鑑別所に面接に赴いて、初めて顔をあわせた子どもに対して、「君はこれだけのことをやったんだから少年院に行くことは覚悟しなさい」と言ったというのです。わたしが若い頃の家裁ではとても考えられません。まさに、非行の結果だけで処分を決めようという流れのなかにあります。

非行には必ず「わけ」がある。なぜしたのかを考えていくべきだ。それが少年法 9 条にも書かれている科学主義です。科学的に人格を理解し、非行を理解していくなかで、一人ひとりの子どもにあった個別的処遇を尽くしていく。その科学主義がいま、家裁の現場で失われています。同時に、社会の意識の変化も非常に強く感じます。少年審判だけでなく、最近の刑事裁判の量刑判断、とりわけ裁

判員裁判の重大事件の量刑判断を見ていると、なぜ犯罪をしたのかという犯罪理解や被告人の人格理解が後退していると感じます。

元大審院長を務めた三宅正太郎さんの著書『裁判の書』の中の「見識」という名文を引用します。

「被告人を訊問するに当たっては、まず、被告人の出生から初め、その家庭の成り立ちとその雰囲気と、そして、その中における被告人の地位をたしかめ、進んで被告人の生い立ちをたどって漸次その生涯を追い、かくして犯罪の時期に及ぶのが正しいと思っている。

人が犯罪を犯すのも、その原因は犯すときにあるのではなく、遠くその過去に因縁するものであり、さらにその生まれる以前に遡り得るものである。従って、犯罪以前の被告人を究めずして犯罪時における被告人を知ることができないし、これによって被告人をしてその罪業のよってくることを反省させることができるのである。被告人の幼時の純真な時代のことを訊くだけでも、驚くべき効果をあげることがある。

くりかえしていることだが、裁判はその人をよくするためのものである。その人をよくするためにするあらゆる努力は、法の目的に一致する。こう考えるとき、この分野において、裁判官が、自己の見識を働かせて総意的に工夫を凝らす余地の多分に有することを認めざるを得ない。」

この見識が、とりわけ家裁では求められるのですが、すっかり失われている。あるいは家裁にとどまらず失われている。そういう背景の下での検察官関与拡大であり、それに対して反対の声が家裁の現場からも十分に起こってこない状況にあります。

■検察官関与のバランスとしての国選付添人

検察官関与の拡大と国選付添人制度の拡大が一体になっている今回の「改正」案ですが、どちらが主なのでしょう。

2000 年「改正」は検察官関与を導入することが大目的でした。このとき、検察官が関与する審判にバランス上、国選付添人が導入されたというかたちから始まっています。国選付添人は付随でした。

更に、14 歳未満の触法少年は児童福祉で扱う

原則だったものが、2007年「改正」によって重大事件は家裁に送って保護処分にするとかれ、警察の捜査権限を強化し、強制捜査もできる規定を設けました。その時も、バランス上、弁護士付添人が付けられるという規定が設けられましたが、これも付け足しの付添人です。弁護士付添人の権限の規定はまったくなく、無権限の付添人がバランス上持ち込まただけでした。子ども自身に国選付添人選任請求権を認めているわけでもありません。

実際に、現実の運用でも、国選付添人対象事件であっても家裁が選任しない例があります。捜査段階では被疑者国選制度によって弁護士がついても、家裁に送られたら国選付添人にはしてもらえず、法テラスの援助制度を使って私選付添人として続けるしかないという例も現実にあります。ですから、裁量的な国選付添人制度がいくら拡大したところで、家裁が対象事件100%に国選付添人をつける保証は何もないということには注意しておく必要があると思います。

今回の「改正」案は、いかにも国選付添人拡大が第一にあって、そのバランス上、検察官関与も同じ範囲で拡大するようなかたちをとっていますが、これまでの「改正」の流れから、検察官関与拡大のバランス上、付け足してもらったというしかありません。全面的国選付添人を求めてきたのに、「全面的検察官関与付国選付添人制度」でしかありません。子どもに付添人請求権を保障したものでもありません。非行、犯罪の結果を重視し、子どもの言い逃れを許さない、一人残らず処分や刑罰の対象にするんだという流れのなかにあります。

■誰にも理解されずに育ってきたことへの理解 ～ある重大事件のケースから①

ここからは、いくつかケースをお話します。

この事件は殺人事件でした。検察官は検察官送致の意見をつけて家裁に送ってきました。

少年は、非常に冷静で紳士的な態度であり、とてもおとなしく、言葉は豊富で会話は一応できる。けれども、意思疎通がどこか違っている。なんでこんなことをやったんだろうかといくら尋ねても、彼の使っている言葉とわたしたちが聞き取ろうとする言

葉、伝えようとする言葉の次元が違うような感じがして、面接のたびに、わたしたち付添人メンバーは眩暈がする思いがしました。動機が分からず、本当に苦しかったです。

検察官は家裁送致の前に約3か月もかけて精神鑑定し、鑑定書をつけて家裁に送致してきました。しかしそれは極めて粗雑な鑑定書でした。少年の実母は幼い時に別れているのですが、実母と面接させせず、電話で済ませ、幼児期の彼をきちんと聞き取ろうとしていませんでした。そして、カミユの『異邦人』の文章を引用し、動機が分からないことを文学的に表現されていました。

これを見て、家裁送致になった翌日に徹夜で意見書を書きました。この検察官の鑑定は科学の装いをした文学的な鑑定である、発達の観点をもった児童精神科医に再鑑定してほしいと申立てました。裁判官も共感してくれまして、鑑定を採用し、また3か月ほど鑑定をやりました。このときの鑑定は、チームを組んだなかに児童精神科医を入れてくれましたし、成育史に対する聞き取りも極めて丁寧にやってくれました。成育史を緻密に検討し、殺人として現れたけれど自殺と表裏であったこと、発達障害が基盤にあることなど、緻密な鑑定意見を出してくれました。

裁判所はわざわざ一期日をとって、鑑定人尋問をすることを許してくれました。刑事裁判の鑑定人尋問で責任能力を争うのとは違って、彼が今まで誰からも理解されないうで育ってきたことの意味を、少年と保護者によく分かるように説明する、対話的な尋問になりました。

尋問の最後、鑑定人に、少年に何か声をかけていただけますかと言いましたら、きちんと彼に向き直って、「きみは本来はとても優しく素直な人間だ。それを失わないで、これから一生懸命勉強して育っていきなさい」と言ってくれました。感情を忘れたような少年で、わたしたちは半年もの間たくさんのお面会を積み重ねたけれど一度も涙を見せたことのない少年でしたが、その鑑定人の言葉に、彼は初めて涙をこぼしました。隣にいたお父さんも彼と一緒に泣いていました。

■審判、少年院、保護観察…長い時を通じて

そういう審判を経て、彼は5年間、医療少年院に行きました。わたしも暇を見つけては会いに行きました。少年院では徹底した個別処遇をやってくれ、主治医はドイツまで行ってアスペルガーの研究をされ、彼に社会的な生活ができるような教育をしてくれました。

5年が過ぎ、仮退院になったとき、今度は保護観察所にきちんと繋ぐことができました。彼は被害者ご遺族と和解もできていましたが、遺族の住む地域には住まないという約束をしましたので、仮退院しても自分の家には帰れません。アパートでひとり暮らしをするため、保護観察官は、最初は毎日のように家庭訪問をして一緒に料理を作り、ひとり暮らしができるように付き合ってくださいました。

そんなことを通じて、いま、彼は社会の片隅で、目立たないところで、いい仕事をしています。遺族との和解で、年に最低1回は、彼の様子を伝えるという約束をしたものですから、それから13年、わたしは毎年、彼のいまの様子を手紙に書いて遺族にお伝えし、遺族もそれを受入れてくださっている。そんなケースがあります。

■受容され、内面に目を向ける段階を経て

～ある重大事件のケースから②

もう一つ、14歳の少年の殺人事件のケースをお話します。検察官は検察官送致の意見でした。

虐待を受けて育った少年で、あまりにも精神的な未熟さが顕著でした。人格の成長を果たしていかなければ被害者・遺族に対して適切な罪障感の涵養ができない。調査官が提起し、少年院での5段階の処遇を決定に明記されました。

第1段階は、他者に受容され、他者との信頼関係を形成する段階。彼は、本当にひどい虐待で、それまで誰からも受容され経験がなかったんですね。2番目に、信頼できる他者に受容、支持されながら自らの内面に目を向ける段階。3番目に、他者の気持ちを推測したり共感できる段階。4番目に、自責の念、適切な罪障感が生じる段階。5番目に、適切な罪障感に基づいて自らとるべき行動を直視し、実行に移していく段階。こういう段階を重ねて

いく必要があるということでした。

■将来を見通して、長い時間をかけて熟成する

いまの刑事裁判や少年審判の、結果を重視する運用では、この最初の3段階を飛び越えて、まず4番目の反省を求めます。けれど、人格の成長がなければ適切な罪障感の涵養されません。

この少年は、少年院で段階を重ねてもらいました。そして、遺族側の弁護士の協力によって、少年院在院中に遺族と対面することができました。少年院の先生も家庭に訪問され、今までやってきた教育はこういう教育で、彼はこんなふうに変化したということを遺族に伝え、安心していただいて面会することができました。彼は床に手をついて、自分の膝の前が水たまりになるほどに泣き、謝罪することができました。在院中にお墓参りもさせていただきました。

いま、被害者の権利や意見表明ということが言われますが、刑事裁判の被害者参加手続も、少年審判の被害者傍聴も、対立的な構造でしかとらえられていないのではないのでしょうか。たしかに、重大な事件であればあるほど、被害者・遺族と加害者との関係は深い対立はあります。遺族は、彼のやったことは許せないという気持ちは今もある。しかし、それはそうなのだけれど、長い時間をかけて熟成し、人間として存在を認め合うという側面があると思います。手続の中で対決的にさせるのではなく、将来を見通して、継続的に長い時間をかけて熟成させていくことが必要ではないでしょうか。

■子どもが言いよどんだときに

～事実認定に争いのあったケースから①

非行事実には争いがあるケースにも触れておきたいと思います。朝日新聞のインタビュー(2013年9月6日朝刊)でも触れた、万引きの事件です。

少年の調書には「もうどうなってもいいという気持ちで盗った」とありました。しかし、警察官とお店の人の証人尋問をし、少年から弁解を聞きましたら、調書の「どうなってもいい」というのは、「どうなってもいいという気持ちで自白した」のだということが分かりました。彼は、捜査段階で、盗るつもりはなかつ

た、商品を持ってうっかりレジを通り過ぎたところで捕まったんだといくら言っても警察官が聞いてくれない、もうどうなってもいいと泣き伏せて自白をしたのでした。

このケースでも、彼は、調査官の最初の面接で、言いよんだんですね。もしそこで、「なんでこんなことをやったんだ！」と追及されたら、彼はおそらく否認できなかつたと思います。言いよんだところ、調査官に受け入れてもらって、「どうしたの？」と事実を聞いてもらえた。そういうことから本当のことを言えたんですね。

少年が事実を争うには、適切な受容的な援助をする人が必要だろう、そういうことが多いだろうとわたしは思っています。

■丁寧に聴き取り、認定し、伝えることで

～事実認定に争いのあったケースから②

もう一つ、わたしが裁判官時代のケースで、交通事故の業務上過失致死の事件についてお話します。過失を争っていた事件で、まずは調査官の調査をしないで、審判を開いて事実確認をしました。

少年事件の記録のほとんどは刑事裁判では証拠能力のない「伝聞証拠」です。わたしはいつも、これは伝聞証拠であり鵜呑みにしてはいけません。合理的な疑問の余地がないかどうかという批判的な見地をもって裁判官が捜査記録に目を通すから意味があるのだと考えて記録を読むようにしていました。

この事件では、少年の弁解をまず審判で丁寧に聴き取りました。本人に語らせることによって、やっぱり過失はあると言わざるを得ないんだよという結論に、わたしはなりました。ただ君は有罪だと言って調査官の調査に回しても少年は不信を持つだろうと思いましたので、調査官の調査命令を出すときに、丁寧に事実認定を書面に書きました。そして、過失ありと言わざるを得ない理由を少年に読み聞かせました。彼は非常に納得してくれました。

そして調査官の面接調査があつて、結果、在宅試験観察ということで、交通講習という教育的な処遇もしたうえで、最終的には保護観察処分が終わつたという事件でした。わたしは、事実認定としても、検察官関与の必要性はまったく感じませんでした。

裁判官の聞き方次第だと思います。

■子どもを信じて見守り、耳を傾けるちからを

2002年5月、国連子ども特別総会での子どもたちのアピールにわたしは非常に胸を打たれました。「わたしたちにふさわしい世界は、すべての人にふさわしい世界。わたしたち子どもは問題を作り出す根源ではない。わたしたちはその問題を解決するのに必要な力なのです」。この原点に戻る必要があります。子どもの視点に立ち、科学的なケース理解と個別処遇を少年司法に取り戻す。子どもを信じて見守り、耳を傾ける。いま、おとなは、そういうパワーを弱くしています。それを取り戻しながら、少年たちに寄り添っていかねばと思います。

～坪井節子さん(弁護士付添人)～

■「付添人は黙ってください！」

最近経験した少年審判で、事実にも争いもなく、裁判官との間でも保護観察の結論が見えていた事件がありました。ただ、この少年は審判廷で語りたいたことがあつたんです。調書にあつたちょっとした食い違いですが、そこを彼は語りたかつたし、わたしも語ってほしいと思って一生懸命励ましました。しかし、それが裁判官の逆鱗に触れたようで、裁判官は少年に対して、一方的な追及を始めました。「君はこう言うが、それはこういう意味だ。被害者がこう言っているんだ。分からないのか！」

「裁判官お待ちください。彼はそういうことを言っているのではないんです。」わたしがそう言いましたら、裁判官は「付添人は黙ってください！」と一蹴されました。こんなのが少年審判ですか、裁判官の忌避を申し立てます、そう言おうかとも思いました。しかし、そんなことに時間を使って審判が延びてしまったら、彼が鑑別所から出られなかつたら、その方がずっと彼にとって不利益かもしれない。わたしは黙るしかありませんでした。

子ども自身がものを言える審判廷にすること。それが付添人であるわたしのつとめなのに、できなかった。裁判官一人からも、わたしは彼を守ることができなかった。本当に情けなかつた。子どもに謝るしかありませんでした。

■子ども自身の言葉でものを言える審判廷を

いま、このような一方的な尋問をして子どもにものを言わせない裁判官が増えていると感じています。そんななかで検察官関与が拡大され、7割の事件が検察官関与対象事件になってしまうとしたら……足が震えるほど怖い。そう思います。

子ども自身が審判廷でものを言うのは、本当に大変なことなのです。そのことを保障していくためには、調査官も裁判官も付添人も、みんなが子どもを中心にして、子どもがゆっくりゆっくり自分の言葉でものを言えるような審判廷を作り出していく必要があります。裁判官や検察官が子どもを追及し、ものを言えなくしようというところに付添人ががんば

ろうとしたところで、付添人がやれることなんて「異議！」「忌避申し立て！」と言って検察官や裁判官と争うのが関の山です。

わたしは、検察官関与、厳罰化と抱き合わせのこの法案は廃案を求めるしかないと思っています。この法案を廃案化し、そして全面的国選付添人制度の実現は求め、その実現までの間、どうやって付添人を選任させ続けられるのかを考えねばなりません。子ども自身がものを言える審判廷を作り出す。そのことがわたしたちのすべきことです。

(文責:編集委員会)